

事業名	特定保健指導未利用者対策
目的	特定健診の結果、特定保健指導の対象となった人に対して利用勧奨し保健指導を実施することにより、生活習慣病の改善・生活習慣病の予防をする。
対象者	特定保健指導未利用者
実施体制	業者委託、一部は保健センターで実施
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通知、電話による利用勧奨。さらに未利用者に対しては、再勧奨の通知を実施。 ・集団健診結果説明会において利用勧奨と同時に特定保健指導を実施。 ・イベント型教室（からだ測定会）による利用勧奨を実施。 <p>〈目標実現に向けた新たな取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診当日に利用勧奨と特定保健指導の初回面接を実施した。 ・電話勧奨を実施したが番号相違や不在で勧奨できなかった人に対し、訪問での利用勧奨を開始した。

実施件数

	H29 前計画実施数	H30	R1 (H31)
再勧奨通知 実施件数	305件	276件	240件
再勧奨電話 実施件数	236件	225件	220件

目標値・実績値

特定保健指導 の実施率	H29 前計画目標	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
目標値	60.0%	10.0%	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%
実績値	12.1%	7.7%	20.3%				

中間評価

事業判定	A
要因	イベント型の特定保健指導の勧奨対象者数を増やしたことで参加者数が増加し、特定保健指導の利用につながった。また、委託業者と連携を密にすることで、特定保健指導を利用した件数が確実に法定報告に反映されることで、実施率の向上につながったと考えられる。
見直しと改善案	さらに未利用者対策を強化するために、訪問による勧奨者数を増やす。また、特定健診を個別受診した場合は、結果返却時に特定保健指導対象者に対して、医師から特定保健指導の利用勧奨をしてもらえるように医師会へ依頼する。